

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2501056号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年8月24日は36万円、令和2年1月23日は30万円、令和3年1月25日は25万円に訂正することが必要である。

平成30年8月24日、令和2年1月23日及び令和3年1月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月24日、令和2年1月23日及び令和3年1月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年8月24日
② 令和2年1月23日
③ 令和3年1月25日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③にA社から支給された賞与が年金給付に反映されない記録となっているので、当該賞与を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A社から提出された給料支払明細書及び普通預金通帳(写し)により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は36万円、請求期間②は30万円、請求期間③は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2501057号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2600021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成30年8月24日は36万円、令和2年1月23日は47万円に訂正することが必要である。

平成30年8月24日及び令和2年1月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月24日及び令和2年1月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年8月24日
② 令和2年1月23日

厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②にA社から支給された賞与が年金給付に反映されない記録となっているので、当該賞与を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された給料支払明細書及び普通預金通帳(写し)により、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の給料支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は36万円、請求期間②は47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。